

第二、第三年度の審査の申出

資産の区分				申出の可否
土 地	前年度の賦課 期日（1月1 日）に所在し た土地	前年度の価格が 据え置かれてい る土地	特別の事情※があつたため評価 替えを行うべきである旨を申し 立てる場合	○
			地価の下落があつたため修正基 準※※に基づき価格の修正をす べき旨を申し立てる場合	○
			上記以外の場合	×
			分合筆など特別の事情※があつたため評価替えが 行われた土地	○
			地価の下落があつたため修正基準※※に基づき価 格を修正した土地	○
当年度に新たに固定資産税が課税された土地				○
家 屋	前年度の賦課 期日（1月1 日）に所在し た家屋	前年度の価格が 据え置かれてい る家屋	特別の事情※があつたため評価 替えを行うべきである旨を申し 立てる場合	○
			上記以外の場合	×
			増改築、損壊など特別の事情※があつたため評価 替えが行われた家屋	○
	当年度に新たに固定資産税が課税された家屋			
償却資産				○

特別の事情※

土地・・・分筆・合筆、土地の区画形質に著しい変化があつた場合をいいます。周辺
の環境変化による地価の値上がり等は含まれません。

家屋・・・増改築、損壊など、その家屋の価値に大幅な増減を来した場合をいいま
す。簡単な修理・修繕等は含まれません。

修正基準※※

土地の価格は原則3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据
え置くことが適当でないときは、法に定める修正基準により、価格の修正を行うこ
とができるとされています。